

## ○金沢大学附属病院受託実習生受入規程

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学附属病院(以下「病院」という。)における看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等(以下「養成機関等」という。)の長から実習を委託された学生・生徒等の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 養成機関等の長(以下「委託者」という。)は、学生・生徒等の別表に定める養成職種の実習を病院に委託しようとするときは、実習委託申請書(様式1)に別に定める書類を添えて、金沢大学附属病院長(以下「病院長」という。)に申請しなければならない。

2 前項の申請は、原則、実習開始の日の1月前までに行うものとする。

(許可)

第3条 病院長は、前条の申請があつたときは、病院の業務に支障がないと認めた場合に限り、当該学生・生徒等の実習を許可することができる。

2 病院長は、実習を許可したときは、実習受託許可書(様式2)を交付する。

(実習期間)

第4条 実習の期間は、受入れを許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

(受託実習料の徴収)

第5条 委託者は、受託実習料として、実習を許可された学生・生徒等(以下「受託実習生」という。)1人につき、日額2,000円に消費税相当額を加算した額を納入しなければならない。ただし、薬剤師の養成を目的とする受託実習生に係る受託実習料の額は、受託実習生1人につき次のとおりとする。

11週間の場合 275,000円に消費税相当額を加算した額

1週間の場合 25,000円に消費税相当額を加算した額

2 受託実習料の納入期限は、振込依頼書発行の日から30日以内の適宜な日(金融機関の休業日を除く。)とする。

3 既納の受託実習料は、還付しない。

(実習方法)

第6条 病院長は、受託実習生の実習目的及び実習内容等を考慮して指導者を定め、その指導に当たらせるものとする。

2 受託実習生は、病院長及び前項の指導者の指示に基づき、実習を行わなければならない。

(受託実習生の義務)

第7条 受託実習生は、金沢大学の諸規則を遵守しなければならない。

(実習の停止等)

第8条 受託実習生が、第6条第2項若しくは前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があつたときは、病院長は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は第3条第1項の許可を取り消すことができる。

(実習終了の証明)

第9条 病院長は、当該実習が終了したときは、委託者の申出に基づき、実習の結果を証明することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、受託実習生に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 金沢大学医学部附属病院受託実習生受入規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

養成職種
薬剤師
助産師
看護師
診療放射線（エックス線）技師
臨床（衛生）検査技師

臨床工学技士
理学療法士
作業療法士
視能訓練士
義肢装具士
救急救命士
言語聴覚士
栄養士
歯科技工士
歯科衛生士
あん摩マッサージ指圧師
はり師
きゅう師
柔道整復師
社会福祉士

様式1(第2条関係)  
実習委託申請書  
[別紙参照]

様式2(第3条関係)  
実習受託許可書  
[別紙参照]